

平成27年第6回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年7月24日（金曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	7月24日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	7月24日 11時05分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島 田 勝 雄 君 主 査 知 念 一 史 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教 育 行 政 課 長	大 城 強 君
	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君
	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君
	福 祉 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君
	医 療 保 健 課 長	亀 里 裕 治 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
総務課長補佐	山 城 直 也 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成27年第6回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年7月24日（金）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（3番 山城善彦・5番 内間広樹）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	報告第7号	東江前第1地区畑地かんがい施設工事（送配水路工事）の専決処分の報告について
第6	報告第8号	堆肥センター木材破碎施設整備工事の専決処分の報告について
第7	議案第64号	平成27年度伊江村一般会計補正予算（第3号）
第8	議案第65号	伊江村多目的屋内運動場新築工事（建築）の請負契約について
第9	議案第66号	伊江村多目的屋内運動場新築工事（電気）の請負契約について
第10	議案第67号	伊江村多目的屋内運動場新築工事（機械）の請負契約について

○ 議長 島袋 義範 君

ただいまから、平成27年第6回伊江村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって3番 山城善彦議員、5番 内間広樹議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのとおり提出されています。

次に、私の主な出張について報告をします。

6月21日、伊江村郷友会定例総会が、那覇市の教育福祉会館で開催され出席いたしました。

6月23日、戦後70年沖縄全戦没者追悼式が糸満市にある平和祈念公園で開催され出席いたしました。

7月4日から6日まで、関東伊江島城会第22回定期総会が東京都、千代田区日本教育会館で開催され出席いたしました。

7月6日、沖縄県町村議会議長会定例役員会が那覇市自治会館で開催され、出席いたしました。

7月13日から15日まで、全国離島振興市町村議長会総会が東京都、千代田区全国町村議員会館で開催され出席いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

おはようございます。平成27年第6回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の出席を賜りありがとうございます。それでは、行政報告を行いたいと思えます。

1点目、寄せ書き日の丸の返還についてでございます。70年前の沖縄戦で伊江島の住民が渡嘉敷島に強制移住させられていたころに書かれ、戦利品としてアメリカに渡った寄せ書き日の丸が6月23日の慰霊の日に伊江村へ返還をされました。返還の橋渡し役となったのは、アメリカオレゴン州にある「OBON2015」というNPO法人で、村に返還をしたのは、元滋賀県知事の國松善次さんでございます。日の丸は縦72センチ、横80センチで宅地の部分には当時、強制移住させられた村民約30人の名前が記載をされております。村では寄せ書き日の丸を大戦の悲惨さを後世に伝え、苦難をしのぶ貴重な資料として大切に保存してまいりたいと考えております。

2点目、本部地区水難事故防止推進協議会での表彰について、御報告を申し上げます。平成27年度第11回本部地区水難事故防止推進協議会、定期総会が7月3日に沖縄県本部警察署で開催をされておまして、毎年3学校を対象に水難事故防止教室を開催し、水難救助についてのAED講習会や心肺蘇生法などの水難事故防止推進を図っているとして、今回伊江村教育委員会と個人表彰で永吉盛繁さんが表彰をされております。次年度以降もダイビング協会や消防団、伊江漁協、観光部会と協力し、引き続き水難事故防止を推進してまいりたいと考えております。

3点目、関東伊江島城会定期総会の開催については、先ほど議長の諸般の報告にもございましたが、平成27年度関東伊江島城会定期総会が7月5日東京都の日本青年会館において開催をされておりまして、島袋議長と職員2名とともに出席をいたしました。総会には会員約100名余りの参加があり、盛大に開催をされました。席上、本村のさまざまな近況報告を行うとともに、伊江島のイメージキャラクター「タッチゅん」を披露し、交流を深めてまいりました。関東伊江島城会のますますの御発展を御祈念申し上げたいと思います。

4点目、伊江村婦人会の婦人の主張大会についてでございます。伊江村婦人の主張大会が7月13日に開催され、7名の方が発表し、西江上区代表の棚原理子さんが、「私、ただいま奮闘中」と題し、見事優秀賞に輝いております。8月15日本村で開催される北部地区大会での活躍を心から御祈念、御期待申し上げたいと思います。

5点目、平成27年度東日本大震災被災者受け入れ事業「ティーダ・キッズ・プロジェクト」について、御報告を申し上げます。7月20日から27日までの8日間、東日本大震災被災地の子どもたちを島に招待する「ティーダ・キッズ・プロジェクト」を実施しているところであります。今回4回目の開催で宮城県の児童生徒13名と、保護者4名を招待し、民泊を通して乗馬体験、マリン体験、バーベキュー交流などで村民と交流を図るとともに、本日24日は本部町の「美ら海水族館」見学を行っているところであります。今回のプロジェクトを通して、沖縄を満喫してもらい、身も心も元気いっぱいにして、地元へ戻れるよう支援をしていきたいと思っております。

6点目、2015年県産品奨励月間の要請行動受け入れについてでございます。毎年7月は「県産品奨励月間」と位置づけられており、7月16日沖縄工業連合会副会長、沖縄電力副社長の本村出身の島袋清人団長をはじめ、18名が本村を訪れ、各社の県産品の紹介、県産品の優先使用の要請を受けているところでございます。村といたしましても、県産品の優先使用及び地元企業への優先発注に努力をしていきたいと思っております。

7点目、児童生徒の活躍状況についてでございます。児童生徒の学習・文化・スポーツ面での活躍状況は、配付した資料のとおりでございます。後ほどごらんいただきまして、子どもたちを激励いただきたいと思っております。

8点目、建設事業の執行状況の報告についてでございます。さきの定例議会後の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり、委託業務4件、工事3件、備品購入1件の計8件を執行いたしましたので、報告をさせていただきます。

以上で、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 島袋義範君

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第5 報告第7号 東江前第1地区畑地かんがい施設工事（送配水路工事）の専決処分の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第7号 東江前第1地区畑地かんがい施設工事（送配水路工事）の専決処分の報告について、専決処分書に基づきまして、説明をしたいと思います。

開けて、次の専決処分書をお願いいたします。

契約の目的が先ほど来、述べているとおり東江前第1地区畑地かんがい施設工事（送配水路工事）でございます。契約の金額が、(イ) 変更前の請負契約額が7,743万6,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が573万6,000円）、(ロ) 変更による減額契約額が39万9,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が2万9,600円）、(ハ) 変更後の請負契約額が7,703万6,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費

税の額が570万6,400円)でございます。

契約の相手方が、有限会社 真組、代表取締役 浦崎直幸と契約をしましたので、御報告をさせていただきます。なお、今回のこの主な変更理由といたしましては、排水路工事の延長が5.6メートル減少したことによる工事費の減額でございます。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで報告第7号は終わりました。

日程第6 報告第8号 堆肥センター木材破砕施設整備工事の専決処分の報告についてを議題とします。
提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

報告第8号 堆肥センター木材破砕施設整備工事の専決処分の報告について、この報告についても専決処分書をもって、説明をしたいと思っておりますので、次のページをお願いいたします。

契約の目的が、堆肥センター木材破砕施設整備工事。契約の金額 (イ) 変更前の請負契約額が5,540万4,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が410万4,000円)、(ロ) 変更による減額契約額が81万円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が6万円)、(ハ) 変更後の請負契約額が5,459万4,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が404万4,000円)。

契約の相手方、有限会社 永山建設、代表取締役 永山和樹と契約をしておりますので、御報告をさせていただきます。なお、主な変更理由につきましては、植栽工事における樹木、これはリュウキュウコクタン、クロキでございますが、の規格を高さ「3メートル」を「2メートル」、幹回りを「80センチ」を「50センチ」へと、小さく変更したことによるものと、磁気探査業務における表層から、「50センチ」を磁気探査をする計装探査業務「478平方メートルの未実施」によるものでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで報告第8号は終わりました。

日程第7 議案第64号 平成27年度伊江村一般会計補正予算 (第3号) を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第64号 平成27年度伊江村一般会計補正予算 (第3号) の提案理由を御説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思っております。

なお、詳細につきましては、事項別明細書をもって、各担当課の課長から説明をさせたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

御説明いたします。

今回の補正予算は、歳出のみの予算補正となります。それでは歳出1ページをお開きください。2款1項4目財産管理費、25節積立金、101. 財政調整基金積立金250万円の減額補正につきましては、この後御説明いたします。

7款商工費、10款教育費の歳出増に伴い、財源調整を図るため、積立金を減額する予算措置となっております。

ます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

2ページをお開きをお願いいたします。7款1項3目はにくすに関連費、18節備品購入費につきましては、はにくすにカフェ「海人食堂」の冷凍冷蔵庫2機が故障をして、使用できない状況がございますので、その購入費に200万円計上してございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

歳出3ページをお願いします。10款5項社会教育費、2目公民館費、11節改善センター修繕費の50万円の増額につきましては、改善センターホールの空調機設備の室外機4機のうち、2機が故障による修繕費の計上でございます。

以上で、説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出、款ごとに質疑を許します。

2款総務費。〔「進行」の声あり〕

7款商工費。〔「進行」の声あり〕

10款教育費。〔「進行」の声あり〕

進行してよろしいですか。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第64号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第65号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（建築）の請負契約についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、6番 仲宗根清夫議員の退場を求めます。

（6番 仲宗根清夫議員 退場）

本案についての、提案理由を説明求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第65号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（建築）の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

まず、契約金額が13億4,892万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が9,992万円）でございます。

契約の相手方、沖縄市池原二丁目15番35号、(有)明城建設・(有)仲宗根組。(有)村元建設 建設工事共同企業体。代表取締役 山城重幸と契約をしたいと考えているところでございます。なお、今当該施設の主な概要といたしましては、縦54.6メートル、横73.2メートルの面積が3,997平方メートル、高さが24.5の鉄筋コンクリート鉄骨・屋根幕構造1階建てでございます。

またレイアウトといたしまして、人工芝を有するアリーナが3,407平方メートル、事務室、研修室、倉庫、トイレなどで590平方メートルとなっているところであります。アリーナはゲートボール場6面、フットサルコート2面、テニスコート3面、野球の内野練習等が可能となっているところであります。お手元に完成予想図(パース)も添付しておりますので、御参照いただければというふうに思っております。

さらには工事現場における現状について、既にプラントも設置をされている状況もでございますので、その辺の経緯顛末について、並里晴男建設課長から、説明をさせまして皆様の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

それでは今回の建築工事におきまず経緯を説明したいと思います。まず建築工事につきましては、去った7月17日に入札を執行されまして、先ほどの共同企業体が落札をいたしました。

さらに7月21日火曜日には、仮契約を行いまして、本日の臨時議会にて契約議決を行う予定で今進めてまいりました。しかしながらこの施工業者におきましては、工程、工事の非常に厳しい工期の中で、先ほどありましたとおりこの地盤改良という工法におきまして、プラントを設置しなければいけない状況がありまして、そのプラントの搬入につきましては、今現在台風12号が発生して向かっている状況などから、その後の台風12号の台風による機材搬入などのおくれなどの懸念がありまして、業者の判断によりまして、現場にプラントの搬入を7月20日から21日に行っております。

またこの仮契約後に、施工業者としましては、現場のいろいろと確認をしたところ、磁気探査業務のほうとの工事のほうから、現場のほうには、地盤改良の計画地に地盤改良の妨げになる岩などが点在しているという情報も得たことから、その精度を上げるために、バックホウによって、岩の状況を試掘している経緯がありました。村としましては、これはあくまでも施工業者につきましては、準備工事という捉え方をしたのかもしれませんが、しかしながら現場にそういったプラント、そして重機、バックホウなどの重機を岩の試掘をしたとかということ、やはり契約議決前の執行になるんじゃないかということもありまして、22日水曜日には、現場でその経緯を確認したあと、建築工事の受注の代表者のほうに、現場での一切の準備作業を行行わないように、指示をしまして、嚴重注意を行っている経緯であります。以上です。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

この伊江村多目的屋内運動場施設整備事業、これに関する業務の議会への入札報告は、去った6月11日付の入札執行報告書、これ件名2の磁気探査業務ですが、これ以外に入札なしで行われた業務もあるのかということが1点。

それから先ほど報告があったプラントの準備、それから岩の掘削作業というのは、もうこの工事に着工しているということではないかということですね。私は7月21日に敏郎議員と2人で向こうに行って写真も撮ってきたんですが、既に岩も掘削もされていますし、プラントもありました。これは本来ならば、契約議

決を、決議を受けて、議決を受けて本契約をしたあとにやるべきだと思うんですが、これは議会のこの工事の執行のシステムを無視した、議会の存在を無視した暴挙ではないかと私は思いますが、どう考えるか。以上。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

1つ目の屋内運動場施設の他事業、工事について、お答えいたします。

樹木移設工事につきましては、5月15日に伊江島緑化と契約いたしまして、6月4日に樹木移設工事を完了してございます。これにつきましては、村内3業者の見積もり合わせによります業者選定でございます。

それと解体工事につきましては、5月25日に金城土建と契約をいたしまして6月30日に解体工事は完了してございます。これにつきましては、村内の産業廃棄物処理業者を持っております金城土建と村内2業者の見積もり合わせによります業者選定ということでございます。

以上、2事業について、磁気探査以外に工事を行っております。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

2点目の現場におけるプラント設置、それから岩の試掘につきまして、工事の着工ではないかということ、そしてそれは契約議決前の着工となっていることから、議会に報告する前の内容についてですが、先ほど少しばかり触れましたが、今回の工事の期間につきましては、この工期の完成予定が3月の工期内の完成を目指していることから、施工業者におきましては、非常に厳しい工期の中で頑張るんだという気合いで、ちょっと臨んだと思います。そのような中で、先ほど申し上げました「早目、早目の準備はしたい」ということでのプラントの設置だと思えます。

それから先ほども申し上げましたが、岩の試掘につきましても、準備を早目にして、この仮契約を締結後に本格的にスムーズに入れるような準備段階ということで、建設業者は臨んだと思います。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、やはり予定箇所につきましては、工事予定箇所につきましても、設置をする際には、この役場に了解を得るとか。そういったやはり手続も必要なことが多々あることだと思っております。そういうことで施工業者のほうで、いろいろとその工期の厳しさのゆえに、準備段階を早目、早目にしたことが、今回の結果となっていることから、決して議会の議決を考えないで施工に至ったことだとは、今のところ考えていません。つきましては、役場のほうにつきましても、先ほど申し上げたとおり、一応議会の議決を得るまでは、工事を行わないように、さらに注意もしたということでもあります。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

名嘉議員の議会の本日の契約議決前のその辺の準備段階といえども、若干、議会を軽視したようなことではないかという部分でございますが、まず今までずっと建設課長が経緯については、こう答弁、答えておりますが、基本的に言うと、私たち役場の中で、これまでもそういう契約議決については、その契約議決後にその辺の準備については、入るよにとということの行政の指導をこれまでもやってきたつもりではあります。そういう中で今回はそういう種々の事情によって、そういう工期の問題、あるいは本島から3つのプラントを搬入するという部分、そしてまた地盤改良という特殊な工事の中で、施工計画書を早目につくって、その工事が順調、円滑にできるような部分ということで、業者においてはその辺の観点から、そういう設置

ということになっていると思っておりますが、いずれにしても、名嘉議員がおっしゃるとおり、その辺の地方自治法、その辺の部分からいいますと、本日のこの契約議決後にそういう工事に入るべき部分だと、基本的には私も考えているところでありますので、今後その辺の部分で今回のこの工事の件を反省として踏まえて、今後の工事、契約議決後、必要とする工事あるいはそれ以外の工事についても、ちゃんと業者を指導しながら、そういう部分の公共事業の万全な態勢で執行していくように、今後村としてやっていきたいと思っておりますし、また議員の皆さんにおかれましては、私は決してその辺の議会を軽視、あるいは暴挙だというような感じではなくて、あくまでもその工事の中で円滑な事業を受けた工事の万全な態勢で取り組んでいきたいというような部分でのあらわれではないかということですので、その辺の部分もありますが、議員の皆さんにはぜひ業者のその辺の思惑というんですが、その辺の部分も察していただきまして、御了解をいただきながら、今後の公共事業の反省材料として、村として生かして、業者と協力をしながら村の公共事業の完全なる執行に頑張っていきたいということですので、ぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

順序としてですね、入札が終わって、仮契約を結んで、それからこの契約案件を議決をして、議決あとに本契約を結ぶと。本契約を結んだあとに着工に係るべきだと思うんですが、過去にそういう事前着工、本契約をする前に着工した例はありますか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

先ほど、名嘉議員の質疑の中で仮契約を行いまして、この仮契約書の中に本契約、この議会で議案、この議決を得た後、本契約とみなすという趣旨の文言をつけておりまして、本契約が終わってから、先ほどおっしゃった役場のほうから発注者のほうから受注者へ議会の議決を得たことで本契約となりますということで始まるわけですが、その事前にそういう準備段階を含めても、この事前に着工した事例というのは、今のところ私の中では「ちょっとありません」ということであります。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

今回のことが法的に許されるのかどうかということを1点。

それからこの議案のほかにも今まで磁気探査、磁気探査がまだ継続中ですが、その他に植栽、それから野外ステージの撤去、この事業が行われたということです。この磁気探査以外の工事は既に全部終了ですか。

それともう1点、今も掘削作業も行われていて、この議案第65号の工事の範囲がどこからどこまでなのかということが、現地に行ってもわからないんですよ。現地に行ってもぜひ説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

1点目の御質疑の磁気探査以外の工事について、完了したのかどうかという御質疑ですけれども、植栽施設工事、それと解体撤去工事については、完了してございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

事前着工は、法的に妥当かということの質疑ですが、先ほど来、施工業者としまして、事前に着工しているという気持ちからではなくて、やはり準備をしているということで施工業者は現場に臨んでいるわけでありまして、法的に本当にこの着手しましたということの内容で施工するのであれば、それは事前着工はできないと思いますので、その後の措置につきましては、またその施工業者に修復というか、そういった対応でやらざるを得ないのかと思いますが、いずれにしても先ほどの村長からも答弁があったとおり、施工業者におきましては、厳しい工期の中で本契約後にスムーズに、スムーズというか、なるべく早く施工をしたいということですので、進めているということがあると思います。事前着工につきましては、法的には厳しいところがあると思います。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

建設課長からも答弁がありました、これが法的にどうなのかという部分につきましては、先ほど来、御説明をしておりでありまして、でも今回はプラントとかありますが、過去のいろんな工事の中で、例えば排水工事とか、その辺の部分の工事の中で、契約議決が必要な工事について、すぐ入札をして応札をして、契約議決ができれば、これにこしたことはありませんが、ただ一旦、応札した仮契約した中では、やはりこれまでも準備としてその排水路工に使う二次製品のその辺の加工とか、私たちはその辺の部分は把握はしておりませんが、受注された業者の中ではそういう準備の段階として、二次製品の業者とか、その辺の調整は、ずっと私はこれまでの工事の中でもされていると思ひまして、そこまでも議会の議決を得られないで、そういう準備の部分として、二次製品の側溝とか、この辺の調整もできないかということになると、なかなか難しい部分があると私は思っております。

そういう部分を受けて、議会で本契約をした暁には、やはりこの受注した業者として、品質の確保あるいは、工期の部分の中で、すばらしい事業、工事をやっていきたいという部分の入札から、議会の契約の議決の間に、業者はこれまでの工事の中でもそれなりの部分で準備をしてきたというふうに思っておりますが、その辺の部分は、これまでの工事の中では私たちの中ではなかなか見えてこない部分でしたが、今回については、そういういろんな事情があって、プラントが必要とするという部分で、持ってきたらじゃあ現場以外のどこかに置くということもできませんから、そういう利用する近くで設置をして、そういう今の現状に至ったという部分ですので、先ほど来、申し上げているとおり、決してその議会のこの辺の権威、あるいは議決のこの辺の部分を軽視しているような部分ではないという部分を、ぜひ議員の皆さんには御理解をいただきたいという部分を私はずっと申し上げているつもりであります。そういう中で村として、これまで契約議決の議会のそういう本契約に至るまでには、そういう部分の準備、そういう部分について、差し控えるような部分の指導も怠ってきたという部分もわびながら、今後の村の工事を発注する中の反省、この辺を踏まえて、ちゃんと業者を指導しながら、公共事業の適正な執行に努めていきたいという部分をずっと申し上げているつもりでございますので、そういう部分で、決して私は業者の中でこの暴挙とか、議会のその辺の部分を軽視している部分で、今回の現場におけるそういう実施に至ったというような部分は思っておりませんが、名嘉議員が言うように、「法的にこれ大丈夫ですか」と言われればそれはこの法的な部分から言うと、若干逸脱した行為と思っておりますが、議員の皆さんには今までずっと説明していた中で、ぜひ御理解をいただければというのが、私の考えであります。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻10時43分)

再開します。

(再開時刻10時53分)

ほかに質疑ございませんか。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

先ほど来、村当局の説明の中で指導等の話もありまして、とられた業者は工期のことを一番心配してこのような状況になったと思います。その中には交付決定が7月におりたというのが一番、重要視するべきだと思います。それからすると、工期というのが約8カ月、 $3 \times 8 = 24$ 、240日ぐらいしかありません。小学校等の工期から考えると、金額が約13億円の工事に対しての工期の心配があって、業者は勇み足を踏んだことだと私は考えます。その交付決定に当たって、村当局の皆さんも早目に発注したいという考えがあったと思いますが、その流れですね。それをまず説明してもらって、なぜ7月に交付決定に至ったかという状況の説明をお願いします。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘 和 君

ただいまの御質疑にお答えいたします。

交付決定までの経緯ということでございますけれども、多目的屋内運動場につきましては、内閣府の北部連携特別振興事業で実施しておりますが、事業採択が個別事業ごとの採択ではなく、北部市町村の全事業を一括でヒアリング、審査することから、内閣府と財務省の事務調整に不測の時間を要したため、村が想定していました時期よりも若干、遅滞をしておりますが、6月26日に二次配分の内示がございまして、6月29日に村のほうから交付申請を行っております。内閣府から7月3日の交付決定を受けまして、7月17日に入札、本日の仮契約の議会議決となっております。村といたしましては、最短期間での内示から交付決定まで、済ませるために、内閣府と緊密な事前調整を行いまして、7日間で交付決定まで取り付けたということでございます。

またこの工期を確保するために、先ほども御説明申し上げましたけれども、樹木移設工事、トイレ・ステージ等の撤去作業、不発弾、磁気探査業務については、先行して業務を実施したという経緯がございます。以上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

ほかにございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第65号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（建築）の請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（建築）の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第66号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（電気）の請負契約についてを議題といたします。

本案についての、提案理由を説明求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第66号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（電気）の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が8,424万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が624万円）。

契約の相手方が、名護市大北4丁目12番6号、（有）末吉電水工業・新島電気水道工事社 建設工事共同企業体。代表取締役 末吉久志と契約をしたいと考えております。なお、この電気工事の主な工事は、受変電設備工事、発電設備工事、動力設備工事、電灯設備工事、それに放送設備工事等になっております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第66号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（電気）の請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（電気）の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第67号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（機械）の請負契約についてを議題といたします。

本案についての、提案理由を説明求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第67号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（機械）の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が5,508万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が408万円）。

契約の相手方、那覇市銘苅1丁目10番12号、南西空調設備（株）・山城電設 建設工事共同企業体。代表取締役社長 久高将泰と契約をしていきたいと考えております。なお、工事内訳といたしまして、衛生器具設備工事、給排水設備工事、消火器、消火設備工事、換気設備工事等、浄化槽設備工事などとなっております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第67号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（機械）の請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号 伊江村多目的屋内運動場新築工事（機械）の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第6回伊江村議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

（閉会時刻11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員（3番） 山 城 善 彦

署名議員（5番） 内 間 広 樹